

各地物件情報

No.	所 在	坪 数	単価(万円)	総額(万円)	備 考
1	勝浦市興津	48.7	4.5	220	海まで1km、眺望良し、永住に別荘に
2	御宿町上布施	35.4	3.4	120	小学校まで徒歩5分、閑静な住宅地、別荘に永住に
3	いすみ市大原台	120.3	3.3	400	西武グリーン分譲地内、優良宅地
4	岬町和泉	39.6	3.3	130	国道128号線利便性あり、釣ヶ崎海岸サーフィングまで車で5分
5	一宮町船頭給	142.1	2.3	320	一宮川のほとり、海まで1.3km、ゆとりの敷地
6	睦沢町川島	117.8	3.8	450	さかき団地内、JR一宮駅へ車で4分、前面道路6m、利便性良し
7	東金市極楽寺	34.1	3.5	120	国道409号線より車で2分、南西角地、田舎暮らしに
8	松尾町高富	40.8	2.9	120	JR松尾駅へ車で3分、スーパーまで車で3分、集落排水接続可
9	横芝光町北清水	55.0	3.1	170	JR横芝駅へ車で8分、南面道路5m、田舎暮らしに
10	匝瑳市時曾根	69.8	3.6	250	JR飯倉駅へ車で5分、スーパーまで車で6分、南面道路6.4m
11	富里市十倉	59.8	3.0	180	成田空港へ車で25分、小学校まで徒歩6分、コンビニ徒歩2分
12	芝山町新井田	74.0	6.1	450	成田空港へ車で20分、はにわ台団地内、上下水道集中PG引込済
13	多古町飯笹	37.9	2.1	80	つつじヶ丘団地内、日当たり良好

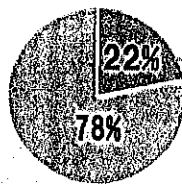
※この物件情報は皆様が所有されている土地の参考価格として掲載したもので販売としての情報掲載ではありません。

所有者不明土地の解消に向けて

令和3年4月 民法・不動産登記法等の法律改正により、不動産に関するルールが大きく変わります。

全国の不明土地（九州本島の大きさに匹敵）の割合は 22%！！

（平成29年 国交省調べ）



原 因	
66 %	34 %
相続登記の未了	住所変更登記の未了

施行年月

令和 5年	4月	相続土地国庫帰属制度	前回の西織だよりをご参照ください。
令和 6年	4月	相続登記の義務化 相続人申告登記の新設	相続登記がされていないもの … 対象
令和 7年 令和 8年	4月	住所変更登記の義務化	

○ 相続登記の義務化 <令和6年4月～施行>

相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないとされました。違反の場合・・・10万円以下の過料の対象

○ 相続人申告登記 <令和6年4月～施行>

相続人が複数のとき、より簡易に相続登記の申請義務を履行できる仕組みが設けられました。

お問い合わせ先 **TEL 03-3580-4111（代表）**

法務省 民事局 民事第2課